令和８年度
松伏町職員採用試験受験案内
（令和９年４月１日付採用）

第２回

【第１次試験日】
令和９年１月１０日（日）

〈受付期間〉

１１/２４(火)～１２/１６(水)

〈募集職種〉

・一般事務職
・建築技術職
・土木技術職



応募はこちら↓

１　募集職種、採用予定人数及び第１次試験日

募 集 職 種	採用予定人数	第１次試験日※
一般事務職（新規学卒者等）	若干名	令和９年１月１０日（日）
一般事務職（民間企業等職務経験者）	若干名	
一般事務職（埋蔵文化財発掘経験者）	若干名	
一般事務職（障がい者対象）	若干名	
建 築 技 術 職	若干名	
土 木 技 術 職	若干名	

※　書類選考の合格者に第１次試験を実施します。

２　受験資格

職　種	試験区分	受験資格	年齢要件
一般事務職 （新規学卒者等）	Ｌ	学校教育法における大学卒業（令和９年３月卒業見込みを含む。）以上の学歴を有する人	平成１３年４月２日以降に生まれた人（令和９年４月１日現在、２５歳以下の人）
	Ｍ	学校教育法における短期大学卒業（令和９年３月卒業見込みを含む。）の学歴を有する人	平成１６年４月２日以降に生まれた人（令和９年４月１日現在、２２歳以下の人）
	Ｎ	学校教育法における高等学校卒業（令和９年３月卒業見込みを含む。）の学歴を有する人	平成１８年４月２日以降に生まれた人（令和９年４月１日現在、２０歳以下の人）
一般事務職 （民間企業等職務経験者）	Ｏ	学校教育法における高等学校卒業以上の学歴を有する人で、民間企業等の職務経験が３年以上ある人	昭和６１年４月２日から平成１３年４月１日までに生まれた人（令和９年４月１日現在、２６歳から４０歳までの人）
一般事務職 （埋蔵文化財発掘経験者）	Ｐ	次の①及び②に該当する人 ①学校教育法における大学若しくは大学院で日本考古学を専攻し卒業（修了）（令和９年３月卒業（修了）見込みを含む）の学歴を有する人 ②埋蔵文化財の発掘調査員等としての経験があり、発掘調査報告書の執筆に携わった経験がある人	昭和６１年４月２日以降に生まれた人（令和９年４月１日現在、４０歳以下の人）

一般事務職 （障がい者対象）	Q	学校教育法における高等学校卒業（令和９年３月卒業見込みを含む。）以上の学歴を有する人で、次の①及び②に該当する人 ①障害者手帳の交付を受けている人 ②活字印刷文による筆記試験に対応できる人	昭和６１年４月２日以降に生まれた人（令和９年４月１日現在、４０歳以下の人）
建築技術職	R	学校教育法における高等学校卒業（令和９年３月卒業見込みを含む。）以上の学歴を有する人で、次の①から③のいずれかに該当する人 ①学校教育法における高等学校、短期大学、大学、大学院のいずれかで建築の専門課程を専攻し卒業（修了）（令和９年３月卒業（修了）見込みを含む）の学歴を有する人 ②民間企業等において、建築に関する設計、施工管理等の実務経験が通算３年以上ある人 ③建築士法に定める一級建築士または二級建築士の資格を有する人	昭和６１年４月２日以降に生まれた人（令和９年４月１日現在、４０歳以下の人）
土木技術職	S	学校教育法における高等学校卒業（令和９年３月卒業見込みを含む。）以上の学歴を有する人で、次の①又は②のいずれかに該当する人 ①学校教育法における高等学校、短期大学、大学、大学院のいずれかで土木の専門課程を専攻し卒業（修了）（令和９年３月卒業（修了）見込みを含む）の学歴を有する人 ②下水道法第２２条関係による公共下水道の工事監督管理を行える人	昭和６１年４月２日以降に生まれた人（令和９年４月１日現在、４０歳以下の人）

＜注意事項＞

※　２つ以上の試験区分に申し込むことはできません。

※　令和８年度に松伏町が実施する職員採用試験のいずれかを受験した方は、本試験を受験することができません。

※　職務上、自動車を運転する機会があるため、全ての試験区分（試験区分Ｑを除く。）において、申し込み時点で普通自動車免許を所持していることを条件とします。普通自動車免許を所持していない人については申し込むことはできません。ただし、試験区分Ｎの受験者であって令和９年３月高等学校卒業見込みの人は、採用後６か月以内に取得することを条件として申し込むことができます。

※　松伏町では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定および職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年１０月１日 令和７年法律第６３号）に基づき、求職者等（インターンシップ等への参加者含む）に対するハラスメントの防止に努めています。

※　求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、松伏町では以下のルールを遵守します。

ア　庁舎外での面接、面談等は実施しません。また、１対１での面接・面談等は、密室で実施しません。

イ　申し込み時にご登録いただいた連絡先以外は要求しません。

ウ　私的な接触（連絡等を含む）はしません。

※　松伏町における求職活動等においてハラスメントを受けたと感じた場合や、不適切と思われる対応があった場合は、速やかに松伏町役場　政策総務課　職員担当（電話：０４８－９９１－１８９６）の相談窓口にご相談ください。

※　試験区分Ｏにおける民間企業等の職務経験について

ア　令和８年１０月３１日の時点で、民間企業等における職務経験が通算３年以上ある人が対象です。

イ　民間企業等における職務経験には、民間企業等の従業員等として１年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、短時間労働者（パート労働者）（注）としての期間や、在職中であっても、休職などで連続して３か月以上勤務していない期間（産前産後休暇を除く。）は該当しません。

（注）「短時間労働者（パート労働者）」とは、「１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員）の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者」を言います。例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び名は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「短時間労働者（パート労働者）」となります。

ウ　民間企業等における職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験となります。

エ　試験に合格した人には、職務経験期間の確認のため、勤務証明書等を提出していただきます。なお、職務経験期間の確認ができない場合は、採用されません。

※　全ての試験区分について、日本国籍を有しない人及び地方公務員法第１６条に規定する次のいずれかの欠格条項に該当する人は受験できません。

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ　松伏町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※　試験区分Ｍについて、次に該当する人は、短期大学卒業に含みます。

ア　学校教育法における専修学校の専門課程（年間授業時数が６８０時間以上で修業年限２年以上の課程に限る。）を卒業（見込みを含む。）した人

イ　学校教育法における各種学校（高等学校又はこれに準ずる学校の卒業を入学資格とする修業年限２年以上の課程に限る。）を卒業（見込みを含む。）した人

ウ　学校教育法における大学に２年以上在学して６２単位以上修得した人

※　試験区分Ｐ、Ｒ、Ｓにおいて採用された場合でも、一般事務職と同様の人事異動をする場合があります。

※　受験資格の学歴区分は、国の人事院規則及びその運用通知の学歴免許等資格区分表に準じ決定しています。ご不明な点は、お問い合わせください。

３　応募方法・添付書類等

（１）インターネットを利用した電子申請により応募してください。

受付期間	１１月２４日（火）８時３０分～１２月１６日（水）２３時５９分
申込方法	松伏町ホームページから電子申請フォームに接続し、申込みをしてください ※　ホームページの「松伏町職員採用試験電子申請システム申込方法」を確認してから入力してください。また、入力後は申込書の内容に誤りや入力漏れ等がないことを確認してから、申し込みをしてください。
添付書類	（１）自動車運転免許証の写し（試験区分Ｑの受験者及び試験区分Ｎの受験者であって令和９年３月卒業見込みの人で、運転免許を所持していない人は必要ありません。） （２）履修課程等証明書の写し（試験区分Ｍの受験者であって次のア・イのいずれかに該当する人のみ） ア　専修学校又は各種学校の卒業者（卒業見込みの人を含む。）として受験する人 イ　大学中退者（２年以上在学し６２単位以上修得した人に限る。）として受験する人 （３）障害者手帳（写真、氏名及び級別等の記載があるページ）の写し（試験区分Ｑの受験者） ※　上記以外にも受験資格等確認のため、追加書類を提出していただく場合があります。

（２）書類選考の合格者に受験番号を電子メールでお知らせします。

（３）入力事項に不備がある場合又は添付書類に不足等がある場合は、受け付けることができません。

（４）代理による申し込みはできません。必ず本人が申し込んでください。

（５）重要な連絡を確実に受け取ることができるよう、メールの受信設定や電話の着信拒否の解除を必ず事前に行ってください。

４　試験日程等

職　種	試験	試験日等	試験会場	合格発表
	書類選考	令和８年１２月中旬	－	令和８年１２月下旬
一般事務職 **（新規学卒者等）** **試験区分Ｌ、Ｍ、Ｎ** **一般事務職** **（民間企業等職務経験者）** **（埋蔵文化財発掘経験者）** **（障がい者対象）** **試験区分Ｏ、Ｐ、Ｑ** **建築技術職　試験区分Ｒ** **土木技術職　試験区分Ｓ**	第１次試験	令和９年１月１０日（日） 開場：午前８時４５分 （受付：開場～午前９時１５分） 開始：午前９時３０分 終了：午前１１時５０分（予定）	松伏町役場（予定）	令和９年１月中旬
	第２次試験	令和９年１月下旬		令和９年１月下旬から２月上旬
	第３次試験	令和９年２月上旬		令和９年２月中旬

※　試験会場は変更になる場合があります。

（１）書類選考及び第１次試験の合否は、受験者に対して電子メールで通知するほか、松伏町ホームページにおいて合格者の受験番号を掲示します。

（２）第２次試験及び第３次試験の合否は、受験者に対して簡易書留郵便で通知します。

（３）電話、ＦＡＸ、電子メールによる合否の照会にはお答えできません。

5　試験の内容

＜書類選考＞　各試験区分の申込者に対して実施します。

職　種	種　目	内　容
全職種共通	書類選考	申込時に提出されたエントリーシートの内容により、松伏町行政への関心や貢献意欲、表現力等を評価します。

＜第１次試験＞　書類選考の合格者に対して実施します。

職　種	種　目	時　間	内　容
一般事務職 （新規学卒者等） 試験区分Ｌ、Ｍ、Ｎ 一般事務職 （民間企業等職務経験者） （埋蔵文化財発掘経験者） （障がい者対象） 試験区分Ｏ、Ｐ、Ｑ 建築技術職　試験区分Ｒ 土木技術職　試験区分Ｓ	教養試験	９０分	時事、社会・人文に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力についての択一式による筆記試験と職場適応性検査を行います。
	職場適応性検査	２０分	

※　試験区分Ｌは大学卒業程度、試験区分Ｍ、Ｎ、Ｏ、Ｐ、Ｑ、Ｒ及びＳは高校卒業程度の問題を使用します。

※　職場適応性検査の結果は、第２次試験及び第３次試験の参考資料とします。

＜第２次試験＞　第１次試験の合格者に対して実施します。

職　種	種　目	内　容
全職種共通	人物試験	個別面接試験

＜第３次試験＞　第２次試験の合格者に対して実施します。

職　種	種　目	内　容
全職種共通	人物試験	個別面接試験

6　採用時期

原則として、令和９年４月１日付けで採用となります。ただし、次の事項に該当する場合は、採用取り消しとなります。

（１）受験資格を満たしていない場合

（２）申込書類の入力事項が事実と異なる場合

（３）令和９年３月末までに卒業見込みの人が卒業できなかった場合

（４）心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合

（５）その他、任命権者が不適当と認めた場合

7　給与・勤務条件（令和８年１０月１日現在）

（１）給与

ア　初任給（地域手当含む）

区　分	初　任　給	備　考
大学卒	２５１，８５６円	一定の学歴や職歴がある場合は、所定の額が加算されます。
短大卒	２３５，９５６円	
高校卒	２１９，１０２円	

イ　この他、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

ウ　昇給は、毎年１回、勤務成績に応じて行います。

（２）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までです。

（３）休日及び休暇

土・日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）が休みとなります。ただし、配属先により異なる場合があります。また、年次有給休暇（年度２０日）、夏季休暇、結婚、出産、忌引き等の場合の特別休暇などがあります。

（４）福利厚生

埼玉県市町村職員共済組合に加入します。共済制度により、住宅、自動車等の購入時に利用できる低利の貸付や、東京ディズニーランド等のテーマパーク、映画館、宿泊施設などの割引の補助制度等があります。

8　試験結果の提供

次のとおり自己の試験結果の提供を行っています。

提供できる人	提供する項目	提供期間	場　所
書類選考・第１次試験・第２次試験・第３次試験の受験者本人	各試験の得点及び順位	各試験の合格発表の日から１か月間	政策総務課

※　本人確認できる書類（自動車運転免許証等）を持参してください。

9　その他

試験当日、悪天候等により公共交通機関に遅延等が発生する場合がありますので、気象予報に注意し、余裕をもって試験会場に向かうようにしてください。また、試験開始時間に変更が生じる場合は、松伏町ホームページの新着情報に掲載しますので、必ず確認するようにしてください。

１０　問い合わせ先

松伏町 政策総務課 職員担当

〒３４３－０１９２　松伏町大字松伏２４２４番地

℡０４８－９９１－１８９６（直通）

URL https://www.town.matsubushi.lg.jp/

